

GWにおけるにおける家畜伝染病の 防疫対策を徹底しましょう

口蹄疫について

平成22年度以降、我が国においては発生が確認されておりませんが、東アジアやロシアにおいて発生が継続しています。特に中国では昨年11月にヤクの感染が確認されました。

ゴールデンウィークを迎えるにあたり、**飼養衛生管理基準**を遵守し、**防疫対策を引き続き徹底**してください。

農場を守るために

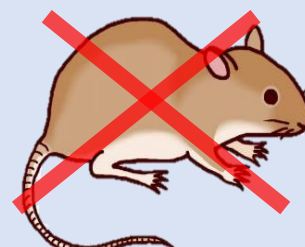
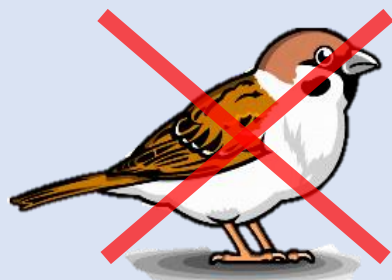
- ① 海外渡航の自粛
- ② 病原体の持ち込みの防止

・看板の設置等により、必要のない者を衛生管理区域や畜舎に立ち入らせないようにすること。また、不要な物を持ち込まないこと。

・衛生管理区域もしくは畜舎に立ち入る場合、又は物を持ち込む場合には、手指の消毒、専用靴の着用、物品の消毒等を行うこと。

・野生動物や野鳥を、衛生管理区域や飼料保管場所に入れないようにすること。

(防鳥ネットの設置、周辺の除草、餌の蓋付き保管 など)



- ③ 毎日の健康観察
- ④ 異常の早期発見・早期通報



口蹄疫を疑う症状を発見した際のお願い！

口蹄疫の『特定症状』※

口蹄疫を疑う次の1～3のいずれかの症状を発見した際は、
直ちに当所へ連絡してください

1

39℃以上の発熱

と

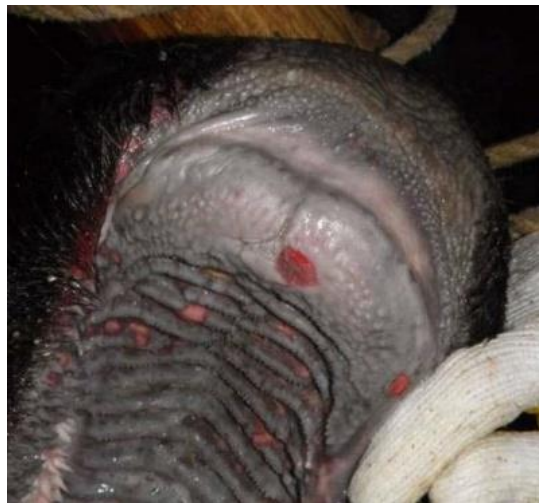
- ・泡状のよだれ
- ・歩き方がおかしい
- ・起立できない
- ・泌乳停止あるいは乳量の大幅減少

いずれかの
症状を示し

口の中、唇、鼻、蹄、乳房の
いずれかに
水疱、びらん、潰瘍
または痂痕がみられる。



泡状のよだれ



口蓋のびらん



舌の水疱



乳頭の水疱

2

同じ畜房（畜舎）内の、複数の家畜の口内（又は鼻・蹄・乳房など）に、水疱等ができている場合。

3

（群飼の場合）：同じ畜房内の半分以上の
（単房の場合）：隣り合った畜房で、複数の

哺乳畜が2日以内に死亡

※特定症状とは？

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のことで、偶蹄類（牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし）では口蹄疫が指定されています。

十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページ

十和田家畜保健衛生所

検索